

届出事項一覧

医療機関

届出を要する場合	届出の種別
①医療機関の名称を変更したとき	変更届出書
②医療機関の所在地の地名又は番地が地番整理により変更したとき (医療機関が移転した場合は⑦の廃止届出書)	
③医療機関の開設者の名称(開設者が個人の場合は氏名)又は住所を変更したとき (法人の代表者変更の場合は不要) ※住所の変更は訪問看護ステーションのみ。(医科・歯科・薬局は不要)	
④医療機関の管理者の氏名又は住所を変更したとき ※住所の変更は訪問看護ステーションのみ。(医科・歯科・薬局は不要)	
⑤医療機関を休止したとき	休止届出書
⑥休止していた医療機関を再開したとき	再開届出書
⑦医療機関が移転したとき	廃止届出書
⑧医療機関の開設者を変更(交代、個人⇔法人等)したとき (法人の代表者変更の場合は不要)	
⑨医療機関の規模を変更(診療所⇔病院)したとき ※⑦から⑨の場合で、引き続き指定医療機関としてご協力いただける場合には、新たに開設した医療機関の指定申請書を併せてご提出ください。	
⑩医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑪医療機関を廃止したとき	
⑫生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑬生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要)	辞退届出書